

【参考】

輸移入家畜の着地検査実施要領

平成3年7月1日制定（酪畜第655号農政部長通知）
平成11年9月1日一部改正（酪畜第939号農政部長通知）
平成18年6月5日最終改正（畜産第530号農政部長通知）

1 目的

この要領は、輸移入家畜の健康検査の実施及び隔離飼養等を指導し、輸移入家畜による伝染性疾患の侵入を未然に防止することにより、本道の酪農畜産の安定的な発展に寄与することを目的とする。

1-2 定義

この要領において着地検査とは、輸入検疫後の輸入家畜（以下「輸入家畜」という。）及び都府県からの移入家畜（以下「移入家畜」という。）の道内飼養地における隔離飼養等の防疫措置をいう。

2 着地検査期間及び実施体制

（1）家畜保健衛生所（以下「家保」という。）の長は、関係機関の協力を得て、家畜防疫員に着地検査を実施させるものとする。

（2）着地検査期間は、着地検査を実施する場所（以下「仕向先」という。）に家畜が到着した後、原則として、輸入家畜にあつては3カ月間、移入家畜にあつては3週間とする。

ただし、競走馬及び乗馬のうち海外遠征を実施したものに対して行う着地検査については、原則として、その期間を3週間とする。この場合にあつても、家畜の伝染性疾患の防疫上、家保の長が特に必要と認めた場合にあつては、畜産振興課と協議の上、その期間を3カ月間まで延長することができる。

（3）家畜を外国若しくは都府県から導入する計画のある者は、あらかじめ次年度の1年間の家畜の導入計画（別紙1）について、前年度の3月末までに管轄家保に提出し、着地検査の実施及び飼養管理等に関する指導を受けるものとする。

3 輸入家畜の着地検査

（1）畜産振興課が行う措置

ア 畜産振興課は、農林水産省動物検疫所（以下「動検」という。）から家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第47条の3に規定する様式第21号の3による動物の輸入に関する届出書（以下「届出書」という。）の写しにより通知があつたときは、その旨を仕向先の家保に通知するものとする。また、その後、その内容について変更があつた場合には、その旨を関係家保に通知するものとする。なお、動検から規則第49条に規定する様式第23号による

輸入検査申請書の写しにより通知があったときも、同様とする。

イ 輸入検査中に監視伝染病にかかり、又はかかっている疑いがある家畜が摘発されたことについて、動検から通知（別紙2及び3）があった場合には、速やかにその旨を仕向先の家保に通知するものとする。

ウ 輸入家畜の解放後、「家畜防疫対策要綱」（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の別記7「輸入家畜の着地検査指針」に基づき、動検から仕向通知書（別紙4）により通知があったときは、その旨を仕向先の家保に通知するものとする。

エ 上記ア～ウの通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行うことができるものとする。

（2）家保が行う調査指導等

家保は、届出書又は輸入検査申請書の写しに記載されている仕向先農場の所有者（管理者を含む。以下同じ。）から、輸入家畜の隔離飼養計画を事前に聴取し、必要に応じ着地検査期間中に当該家畜を飼養する施設について調査を実施するとともに、次の事項について仕向先農場の所有者を指導するものとする。

ア 仕向先について

(ア) 輸入家畜は、他の家畜から十分隔離できるような場所又は施設（以下「隔離施設」という。）で飼養する。

(イ) 隔離施設で使用する器材等は専用のもとし、出入口には消毒槽を設ける。

(ウ) 糞尿及び廃棄物は、衛生的に処理する。

(エ) ネズミ等の衛生動物の侵入を防止する。

イ 着地検査期間中の移動制限等について

着地検査期間中の家畜の移動は行わない。ただし、次の場合は、移動を行うことができる。

(ア) 輸入馬については、競走出走のため、馬名登録に必要な検査を行うため止むを得ない場合であって、他の動物から隔離した状況の下で当該検査を実施する場合

(イ) 興行用の輸入家畜にあつては、興行計画上、止むを得ない場合であつて、その移動日時、着地検査中の衛生状況等について畜産振興課を通じて関係都府県と緊密な連絡をとり、他の動物から隔離した状況の下で行う場合

(ウ) (ア)又は(イ)以外の馬であつて、家畜衛生対策を勘案の上、移動を行っても支障がないと家畜防疫員が認めた場合

ウ 飼養管理について

(ア) 隔離施設には、できる限り専任の飼養管理者を置く。

(イ) 隔離施設には、関係者以外の立ち入りを禁止する。

(ウ) 隔離施設への出入り時には、帽子、上衣、ズボン、ゴム長靴等を専用のものに取り替え、手指と併せて帽子、上衣、ズボン、ゴム長靴等の消毒を行う。

(エ) 隔離施設における作業は、隔離施設以外での作業が終了した後に行う。

(オ) 隔離飼養期間中の家畜の健康状況については、その把握に努め、記録を行い、異常を認めた場合には、速やかに家保に届け出る。また、隔離施設、飼槽等の清掃、洗浄及び消毒に努める。

(カ) 仕向先での衛生状況等を勘察し、ワクチン接種が必要と認められる場合には実施に努める。

(キ) 隔離施設には、着地検査が容易にできるよう、粹場を設置するものとする。

(3) 着地検査の実施

ア 家保は、仕向先農場の所有者と密接な連絡を保ち、着地検査期間中は、臨床観察を中心として行い、健康状況の把握に努めるものとする。なお、着地検査は、導入時に実施した後、月に1回程度実施するものとする。また、異常を認めた場合は、精密検査を実施するものとする。

イ 家保は、輸入検査中に監視伝染病が摘発された家畜と同一畜舎に收容されていた家畜について、畜産振興課から通知を受けた場合には、原則として、着地検査期間中に少なくとも1回当該疾病の精密検査を実施するものとする。この場合、第1回目の精密検査は、原則として、当該家畜が仕向先に到着した後、おおむね2週間から1カ月の間に行うものとする。ただし、別途要領等で対策を定めている疾病については、その要領に基づき精密検査を行うものとし、当該家畜がアナプラズマ病、ピロプラズマ病又は馬ウイルス性動脈炎である場合の精密検査については、次により行うものとする。

(ア) アナプラズマ病（規則第1条で定める病原体によるもの）

血液塗抹標本の顕微鏡検査（毎月1回）、CF検査

(イ) ピロプラズマ病（規則第1条で定める病原体によるもの）

血液塗抹標本の顕微鏡検査（毎月1回）

(ウ) 馬ウイルス性動脈炎

当該輸入馬から血清を採取し、動検に送付

(4) 着地検査の結果の報告

家保は、着地検査が終了した場合には、その結果について翌月5日までに輸入家畜着地検査実施月報（別紙5）により畜産振興課に報告するものとする。ただし、(3)のアの精密検査の結果、監視伝染病にかかり、又はかかっている疑いがある家畜を摘発した場合は、輸入家畜の検査状況速報（別紙6）により速やかに畜産振興課に報告するものとする。

4 移入家畜の着地検査

(1) 畜産振興課が行う措置

畜産振興課は、各家保が実施した着地検査の結果を、必要に応じ公表するものとする。ただし、結果を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(2) 家保が行う措置

家保は、家畜を移入しようとしている者（以下「移入者」という。）に対し、次の事項について指導を行うものとする。

ア 移入者は、移入家畜が到着する2週間前までに、移入家畜導入計画書（別紙7）を管轄家保に届け出るものとする。

イ 移入者は、家畜の移入に当たって、事前に導入先の管轄家保と連絡を取り、家畜衛生状況を十分把握した上、家畜の伝染性疾病の清浄地域内の農場から導入を行う

ものとする。

ウ 仕向先、着地検査期間中の移動制限及び飼養管理については、3の(2)のア、イ及びウに準じて行うものとする。

(3) 着地検査

家保は、移入者と密接な連携を保ち、着地検査期間中は、臨床観察を中心として行い、健康状況の把握に努めるものとする。なお、着地検査は導入時に実施した後、2週目と3週目に実施するものとする。また、異常を認めた場合には、精密検査を実施するものとする。

(4) 着地検査結果の報告

家保は、3週間の着地検査が終了した場合には、その結果について翌月5日までに移入家畜着地検査実施月報（別紙8）により畜産振興課に報告するものとする。ただし、(3)の精密検査の結果、監視伝染病にかかり、又はかかっている疑いがある家畜を摘発した場合は、移入家畜の検査状況速報（別紙9）により速やかに畜産振興課に報告するものとする。